

## 第2回子どもの権利に関する条例策定検討委員会 会議記録

日 時：平成25年10月2日（水）午後2時から午後4時5分まで

場 所：東郷町役場3階 政策審議会室

出席者：本田澄明委員長、加藤利篤副委員長、野々山親委員、天野恵利子委員、岡田恵利委員、  
森川起三子委員、太田文子委員、古田学委員

欠席者：井口真治委員、野々山良委員

傍聴者：なし

次 第：

1 あいさつ

2 議題

(1) 町民アンケート結果について【資料1】

(2) 子どもの権利に関するワークショップについて【資料2】

(3) 東郷町子ども条例（案）骨子について【資料3】

3 その他

〈議事録〉

発言者	内 容
事務局	【町民アンケート結果の説明】
委員長	アンケートの結果が、今後条例を制定していくうえで大事な資料になります。
委員	回収結果について、小中学生 97.6%に対し、一般 28.8%と非常に低い数字となっているが、この回収率をどう捉えているか。また、7ページ、「子どものことが第一に考えられている」という問いに対し、小学生と中学生で10%程度の開きをどう捉えているか。
事務局	一般町民の回収率については、28.8%、288人でした。町の過去の住民意識調査の結果から、30%を想定してアンケートを実施しました。若干想定を下回ったがそれほど大きな差ではなかったと考えています。7ページ「子どものことが第一に考えられている」については、小中とも数的に低く、今後条例を作っていく上で重要視していかなければならない項目と考えています。条例（案）骨子で項目立てしている基本理念の中で「子どものことが第一に考えられている」という内容について掲げています。
委員	14ページ、中学2年生にとって条例に魅力を感じないのではないかと感じる。これから議論して、子どもたちにとって魅力ある条例にしていかなければならないと感じる。
委員	先ほどの10%の開きについて、親の意識として、子どもを育てるにあたって、小学生は一から十まで親が子どもの面倒を見て、中学生はある程度自立してほしいと思って接している。子に対する親の接し方、子どもが受ける親の接し方、小学生は親にべったり、中学生は親がある程度距離を置くことに対して子どもの受け取り

	方が10%という差になっているのではないかと思います。
委員	中学校2年生は自我が出てきて自分というものが強く出てくる。小学5年とは、その差が出てきていると思います。
委員	アンケートは、先生が説明しながら実施したのですか。配布して子どもたちに自由に書かせたのですか。
事務局	学校に協力していただき、一定の時間を確保して、ホームルームの時間の一部を使って、生徒が回答する形で実施しました。場合によっては、先生が説明する形で実施してもらっています。
委員	ある程度は自分たちで読んで、自分たちで回答しているんですね。小中学生で同じ部分で低い数字が見受けられます。このあたり条例に反映させると考え、何らかの形で受け止めはされていると思いますが、具体的にはどのような考えですか。
事務局	条例をつくる上で、低いところは押さえていかなければならないと考えています。「差別を受けていない」「子どものことが第一に考えられている」は低いし、「信念を否定されない」は文言的に難しく、理解されにくかったと思います。低いところこそ、考えていかなければならないと認識しています。
委員	大人が思っている感覚と子どもの思っている感覚とギャップがあるとアンケート結果から感じました。このあたりが一つの切り口になるかなと思います。
委員	パーセントとしてはそんなに低くないが、「病気のときに十分な治療が受けられる」について、中学生の方が数字が高い。関連する項目として「体を休めたり、遊んだりすることができる」については、中学生の方が低い。遊んだりできる時間が少ないという意味なら中学生の方が忙しいから理解できるが、体を休める時間が少ないという意味であると、一番体が発達する時期なので気になる部分ではある。
事務局	中学生になるほど勉強や部活が忙しくなるということからこの差になっていると考えています。
委員	「子どもが団体を作ったり、集会を開いたりする権利」について、どういうアンケートに対して、どういう結果が出ましたか
事務局	アンケート内容は、特に注釈もなく、ストレートに「子どもが団体を作ったり、集会を開いたりする権利を尊重しますか」という設問としています。
委員	答える側は、どういう団体でどんな集会かなと考えたのではないですか。いい会であればいいし、勝手なことをする集会であれば困ると考えたと思います。
事務局	不良グループのイメージを持ってしまうと数値は低くなると思います。
委員	「障がいのある子どもへの必要な対応（26ページ）」について、大人の数字が高いが、子どもの回答が約7割と低いのは何か心当たりはありますか。身近で見る機会があつてこういう数字なのですか。自由記述がないので分かりませんが。
事務局	考えさせられるところです。そういう子を見ながら十分でないと感じる子どもが多いのかもしれない。
委員	そういう場面を見たことがなくて、どう記述していいか分からなくて回答しているのではないのでしょうか。みんながそういうことに接しているのか気になります。
委員	特別支援の子を見ての回答であれば問題であり、とても気になるところです。

委員長	障がいにもいろいろあって、クラスの中に何人もいるが、周りの人は障害を持っているという認識は極めて少ない。特別支援の子でも、肢体不自由を除き、障害を持っているという意識は持っていない。後遺症がありますなどの説明をすれば別ですが、そういう意味では距離感はある。障がいについて教えなければならないと言われているが。
委員	障がいへの対応を自分ではしているが、周り、大人ははやっていないという思いを感じているかもしれない。あなたはやっていますかの問いならばイエスカノーはっきりする。
委員	大人たちは、21ページを見ると、9割近い数字を示している。条例を作るに当たり、こういった部分を網羅していけばいいのかなと思います。子どもたちには5、6ページを見ると数字の低いものもあるが、条例を作ることによって、大人の考えることを子どもが見つけられればよい。
委員	28ページ、家庭生活の項目を見ると、親が一義的ではあるが、地域の支援、親以外の支援を求めている。これについてはそうしてほしいという願いか、現状がそうであるのか。地域で子どもや家庭のことに関心を持ってほしいと捉えるならば地域の積極的支援の向上も考えられる。10ページを見ると、親を頼りにしているという見方ができるが、裏読みすると地域を頼りにしていない、じいちゃんやばあちゃんと一緒に住んでいなくて、親しか頼れないとも見れる。条例案を見ると地域の支援とか地域で支えていくという部分があるが、アンケートの結果をどう捉えるかよく分からない。親は地域の支援が必要だと思っているのか、自分たちではどうにもならないとSOSを出しているのか、記述で読み取れないかと思っています。

事務局	<b>【子どもの権利ワークショップについて説明】</b>
委員長	15ページ、「子どもの権利ってなんですか。結局全部決めるのは大人だと思います。このままだと子どもに権利はないと思います。」は、ものすごくシビアな意見である。そうじゃないものを作っていくのがこの会議だという気がした。
委員	参加した生徒は、部活動をやっているのかいないのか、どういう子が参加していたのですか。
事務局	学校からの推薦であったため、部活動の状況は把握していないが、当日の状況から部活動に参加している子も多く、皆さん前向きな発言も多く、いい雰囲気が進められていたと思います。
委員	AグループとCグループについては、さほど違和感がなかったが、(7ページ) Bグループについては、第1条、第5条、第6条と非常に親を意識した中身になっている。何かあるのかなと感じました。
事務局	結果として、このような取りまとめとなりましたが、話し合いの中では極端に親を意識したものでなく、多角的な視点で話し合いはされていたと思います。
委員	各グループの守られていないと感じたことで気になったことについて、中学2年生で経済的なことが随分話題に上っていると感じました。家庭の金銭的な状況によって権利が守られていないのではないか意見が多かったです。

事務局	Aグループでは、学校に予算がないからとか、部活動でどこかに行くときに自分たちでいかなければならないというような意見が多かった。
委員	家庭というよりは、学校ということですか。
委員	Aグループの「欠席した場合に、もう一度授業を受けることができない」「授業スピードが遅く、教科書の後ろの方のページが、ほぼ素通りである」の意見から、個人に合わせた教育をしてほしいという気がしました。
委員	4ページ、Step 4で、責任と義務を果たさないと、権利を行使できないとも見れるが、そういう雰囲気はあったのか。
事務局	そこまで深い考えはなかったと思います。
委員	アンケートやワークショップでの自由意見の中に義務や責任についての記述があるが、我々が検討している子ども条例でいう子どもの権利について、そもそも生きる権利については、何か行使があるわけではなくて、誰もが平等に最初から認められている権利だということに関してプレテはならないと個人的には感じている。権利の前に義務を果たせという議論になりがちだが、子どもの権利については、基本的人権で誰もが守られる権利だということをうたってほしい。児童虐待の関係でもよくそういう議論になるが、ここでいう権利はそういうものではなく、本来的に持っている、誰もが与えられるものであることを押さえておいていただきたい。
事務局	はい。分かりました。
委員	Bグループで「障がいを持った人をバカにしていじめている」について、そういうふうに感じている子どもがいるということは大なり小なり、そういう状況があるのかなと気になる。仕事上、子どもが障がいを持った子どもに対して率直な意見を言うことを目にすることもある。少し権利の中に書いてほしいところかなと感じている。
委員長	実体験に基づく部分と、マスコミなど外からによる部分と混在しているので、東郷町のものかという非常に難しい部分を感じる。ワークショップの報告書を見ると、中学2年でここまで言えるんだなと強く思える中身だなと感じた。かなり子どもたちが集まっての意見交換だったなと。そうなれば、義務と責任という部分が権利と結びつくという発想でものをいうという成り行きかなと思う。
委員	Aグループのまとまりが非常に素晴らしいと感じた。「生きなければならない」という言葉にグッとくるものがあった。
委員	スッキリしていて、ポイントを捉えている。
委員	「権利が守られていないと感じたこと」が頭に残っている。他の人を見てそう思っているのか、自分が被害にあったのか。Bグループの虐待の部分を読むと通報してもらわなければならないと思ってしまうが、こうして出てきたものに対して受け止める必要があるのでは。深刻度合いが分からないので何とも言いえないが。 子どもの中でかなりの気付きがあつてこうやって言っているのかなと感じた。自分のことばかりでなく人を見て行ってるのかなと。子どもの言葉を何にも拾わなかったとしたら、子どもからメッセージやSOSが今後出てくるのかなと思う。何か手を打つ必要もあるのかなと思いました。

事務局	【条例（案）骨子の説明】
委員	子どもを18歳未満と定義しているにもかかわらず、前文の2つ目で「子どもは、まだ一人では生きていけず」と言っていることに違和感を覚える。生きていけないから、こういうことをしなければならないと書いているがどうなのでしょう。
事務局	ワークショップでの中学生の意見を抜粋しています。事務局としてもそのとおりかなと思っている。一人では生きていけない、地域社会の力が必要だという思いから書きました。中学校を卒業して働いて、経済的な自立はしていてもそれ以外の部分にまだ手助けが必要と思っています。いろんな意見をお聞かせ願いたい。
委員	広い意味でとれば、人間は皆そうかなと思います。子どもだけに限られるものではないと思います。このフレーズがなくてもいいのかなと。
委員	（8ページ）町の責務だけ、「しかしながら、～町だけで実行することは難しく～」となっている。他も同じではないかと思います。
事務局	（8ページ、13の2つ目）町がそれぞれに責務を果たすことができるよう必要な支援をしていくこととしています。分かりやすい表現に見直します。
委員	「まだ一人では生きていけず」を入れると入れないのではどう違うのか。
委員	前文2つ目と3つ目は同じようなことを言っている。みんなで支えられ成長していくことを言いたいんだろうなど。どういう意図で作り分けたのかを知りたい。
委員	社会的にまだ一人では生きていけないと私は捉えました。個人の財産を持ってないとか自分で住む家を決められないとか。誰かの庇護のもとにいないと自分の生活ができないということを考えると社会的な意味なのかなと思いました。
委員	障がいについて、障がいのある人かなと思っても、医者診断を受けないと障がいにはならない。周囲の人から診断を勧めている地域もある。東郷町はどういう立場でいるのか。
事務局	子育て支援課に子ども相談の窓口がある。子ども相談の中で受診を勧めたり医者を紹介することは頻繁にあります。子どもの年齢にもよるし、家族の意向もあるが、相談の時点で何らかの特徴を持っていることが多く、実態は感じつつも認めたくないと思う保護者にカウンセラーが対応しています。子どもにとって何が一番かを考え対応しています。
委員	社会福祉協議会で「教師と親との交流会」が行われ、就学前のグループで参加したが、普通学級と特別支援の選択についての悩みを聞くが、最終的には子どもの幸せを考え、いろんな人に相談して最終的には保護者が決めることになっている。
事務局	昨年からは5歳児健診を始め、アンケート、行動観察を実施し、障がいの早期発見・早期対応に努めています。昨年は抽出して実施したが、今年から全園で実施しています。相談だけの対応ではなくなっています。
委員	孫が川崎市で2歳児健診で、施設を紹介され、週に2回通って半年後には改善された。東郷町でも字を読めないなど、ちょっとした障がいを持っている子が勉強できないことになり、性格がよい子でも居場所がなくなってしまうことになり、この条例で何かできるのかなと思います。

事務局	別途、障がい者の計画があるので、施策をそこで盛り込んでいくことになると思います。
委員	障がいがある無いらず、あらゆる個性を持った子どもが今回の条例で生きる権利などを保障されるといいかなと思います。
委員	いろんな差別がある。障がいだけ捉えるのはどうかなと思います。
委員	条例を作って、11月を月間として定めて、何をやっていくのが非常に難しいと思います。
委員	東郷町としてのこの条例の売りは何か。また、条例の進行管理が必要で、年度の頭に計画を作って進行管理していくことになるかと思うが具体的な案はあるのですか。
事務局	全国的にも増えてきており、県内でもいくつかの市町村が制定しています。特に直近の知立市、幸田町、日進市を比較すると、「子どもの責務」「事業者の責務」「子どもの権利を考える月間」「検証及び見直し」が特徴といえます。また、「自分の考えを表現する権利」を項目立てしたところは特徴的です。「大切にされて生まれること」と生まれる前から大切にされることも特徴です。
委員	危険かもしれないけど文章を簡潔にできると良いと思います。子どもにも分かりやすい形で条例を定められ、「それに沿って育っていくんだよ」というものになると良いと思います。11月の月間も分かりやすくなるのではないのでしょうか。中学生になれば分かると思いますが小学生ではわかりにくいと思います。
委員長	条約が大元にあり、各市町が項目をピックアップして条例を作る。違いは何かというと子ども向けの書き方ぐらいでしかない。目玉の部分と分かりやすさの部分は今後考えていく必要があると思います。逐条の説明がないとほとんどわからないのが現実ではないか。よほど絞込み、子どもを意識したつくりにしないと、結局大人が作ったもので終わってしまうのではないか。出来上がったものをどう周知し、施策を進めていくのが大事になってくる気がする。
委員	他の条例を見ると長々しく読む気になれないものもあり、読む気になるものも必要かと思います。「生まれる前から～」について、町として何か施策があるのか。
事務局	既存の事業であれば、健診などが該当するが、お腹にいる間から大切にしてくださいという思いから作ったものです。
委員	条例は、大人が作るものなのでやむを得ないと思いますが、子どもに対する周知・施策については工夫する必要があると思います。
委員長	この後の予定はどうなりますか。
事務局	条例文として、出させていただきますので、ご審議いただくこととなります。
委員長	2時間経ちましたが、何かありましたら。
委員長	ないようですので、事務局に返します。
事務局	いろんなご意見ありがとうございました。次回、条例案として出させていただきますので、ご意見をお願いしたいと思います。また、解説につきましても、もう少しボリュームアップしていきます。子どもたちへの周知につきましても、ご意見を

よろしくお願ひします。今日はありがとうございました。
----------------------------